平成２９年度

奈良市健全化審査意見書

奈良市監査委員

平成２９年度

奈良市財政健全化審査意見書

奈良市監査委員

奈 監 第 ３ ８ 号
平成３０年８月１０日

奈良市長　　仲　川　元　庸　　様

奈良市監査委員　東　口　喜代一
同　　中　本　　勝
同　　道　端　孝　治
同　　三　橋　和　史

平成２９年度決算に基づく財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により審査に付された、平成２９年度決算に基づく健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成２９年度

奈良市財政健全化審査意見書

目　　次

第１　審査の対象 …… 1

第２　審査の概要 …… 2

第３　審査の期間 …… 2

第４　審査の結果 …… 2

１　健全化判断比率 …… 3

２　各比率の概要 …… 3

（注1）文中に用いるポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。

（注2）皆無又は該当数値なしの場合は「－」で表示した。

第１　審査の対象

健全化判断比率の対象

一般会計等	一般会計		
	一般会計等に属する特別会計		住宅新築資金等貸付金特別会計 土地区画整理事業特別会計 市街地再開発事業特別会計 公共用地取得事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 針テラス事業特別会計
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険特別会計 駐車場事業特別会計 介護保険特別会計 後期高齢者医療特別会計
	公営企業会計	法適用公営企業	水道事業会計 下水道事業会計 病院事業会計
一部事務組合・広域連合			山辺環境衛生組合 奈良県市町村総合事務組合 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合 奈良県後期高齢者医療広域連合
地方公社・第三セクター等			一般財団法人奈良市総合財団 公益財団法人奈良市生涯学習財団 株式会社奈良市清美公社 奈良市市街地開発株式会社

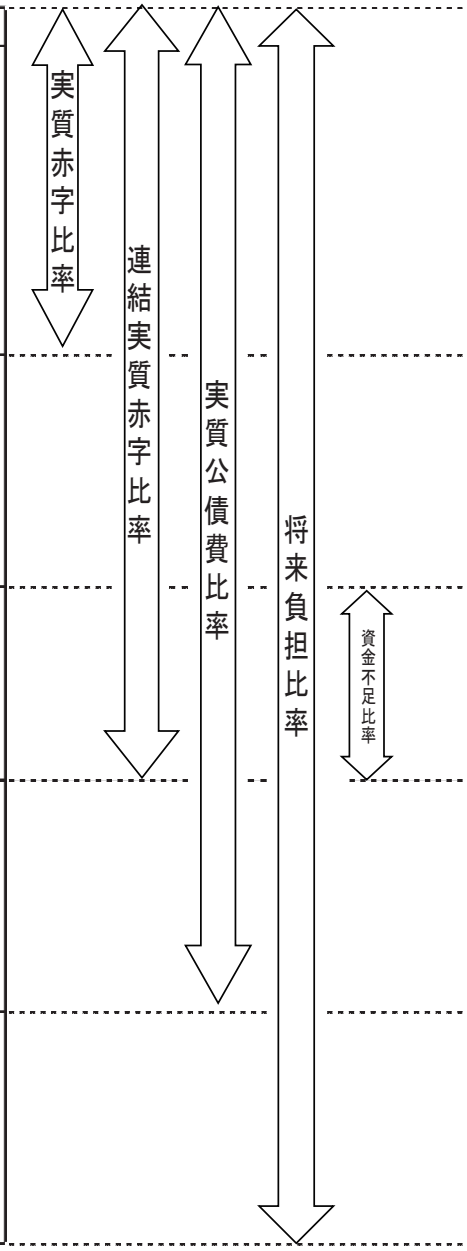

（注）資金不足比率は会計ごとに算定

第２　審査の概要

当該財政健全化審査については、長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

第３　審査の期間

平成３０年７月２５日から同年８月１０日まで

第４　審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

1　健全化判断比率

（単位：％）

比　　率　　名	29年度	28年度	比較増減	早期健全化基準
① 実質赤字比率	― (0.60)	― (0.56)	―	11.25
②連結実質赤字比率	― (10.04)	― (7.38)	―	16.25
③実質公債費比率 （3か年平均）	12.7	13.1	△ 0.4	25.0
④ 将来負担比率	161.1	166.1	△ 5.0	350.0

（注1）実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「―」と記載しているのは、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。

（注2）表中（　）内の数値は、実質黒字額及び連結実質黒字額を基に算定した実質黒字比率である。

2　各比率の概要

①　実質赤字比率

一般会計等の税金を主な収入源としている会計の実質収支額の標準財政規模に対する比率であり、財政運営の深刻度を示しています。

本年度の一般会計等の実質収支額は、次表のとおり4億5,402万4千円の黒字となったことから、実質赤字はない。

（単位：千円）

$$\text{実質赤字比率}\ ― = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}\ 0}{\text{標準財政規模}\ 75,318,185} \times 100$$

$$\text{（参考）実質黒字比率}\ 0.60\% = \frac{\text{一般会計等の実質黒字額}\ 454,024}{\text{標準財政規模}\ 75,318,185} \times 100$$

（注1）標準財政規模とは、歳入のうち、地方交付税算定上の市税、地方交付税等の一般財源の標準規模に臨時財政対策債発行可能額を加算した額である。

（注2）臨時財政対策債発行可能額とは、地方交付税の振替として起債できる臨時財政対策債の発行限度額である。

実質赤字比率の対象となる一般会計等の実質収支額の内訳　（単位：千円）

区　　分	29年度	28年度	比較増減
一　般　会　計	1,063,869	973,072	90,797
住宅新築資金等貸付金特別会計	△ 547,940	△ 550,646	2,706
土地区画整理事業特別会計	—	—	—
市街地再開発事業特別会計	—	—	—
公共用地取得事業特別会計	—	—	—
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	—	—	—
針テラス事業特別会計	△ 61,905	—	△ 61,905
合　　計	454,024	422,426	31,598

（注 1）母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計決算における実質黒字は、翌年度に貸し付ける財源となるため、実質赤字比率算定上は実質黒字とならないものとして算定される。

（注 2）針テラス事業特別会計については、事業の運営経費がなく土地を貸しているだけであることから、本年度から公営企業ではなく普通会計となった。

前述のように、本年度の一般会計等の実質収支額は一般会計が10億6,386万9千円の黒字、住宅新築資金等貸付金特別会計が5億4,794万円の赤字、針テラス事業特別会計が6,190万5千円の赤字で、合計4億5,402万4千円の黒字であり、前年度に比べ3,159万8千円増加している。

標準財政規模　（単位：千円）

標準財政規模	29年度	28年度	比較増減
	75,318,185	75,022,708	295,477

標準財政規模は753億1,818万5千円で、前年度に比べ2億9,547万7千円増加している。

② 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字と黒字を合算した全体の赤字額（または黒字額）の標準財政規模に対する比率であり、市全体としての運営の深刻度を示しています。

本年度の全ての会計の実質収支の合計額は、75億6,933万7千円の黒字となったことから、連結実質赤字はない。

（単位：千円）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}\ 0}{\text{標準財政規模}\ 75,318,185} \times 100$$

（参考）

$$\text{連結実質黒字比率}\ 10.04\% = \frac{\text{連結実質黒字額}\ 7,569,337}{\text{標準財政規模}\ 75,318,185} \times 100$$

連結実質赤字比率の対象となる会計の実質収支額の内訳　（単位：千円）

区分	29年度	28年度	比較増減
一般会計等	454,024	332,687	121,337
国民健康保険特別会計	562,658	244,375	318,283
駐車場事業特別会計	—	—	—
介護保険特別会計	233,934	110,103	123,831
後期高齢者医療特別会計	61,906	19,902	42,004
水道事業会計	5,010,715	3,920,156	1,090,559
下水道事業会計	918,544	576,801	341,743
病院事業会計	327,556	334,495	△ 6,939
合計	7,569,337	5,538,519	2,030,818

（注１）針テラス事業特別会計については、事業の運営経費がなく土地を貸しているだけであることから、本年度から公営企業ではなく普通会計となったことにより前年度比較のため、平成28年度の数値については一般会計等に合算している。

（注２）都祁水道事業会計及び月ヶ瀬簡易水道事業会計が本年度から水道事業会計に統合されたことにより、前年度比較のため、平成28年度の数値については3事業の単純合計額としている。

前述のように、本年度の全ての会計の実質収支の合計額は、75億6,933万7千円の黒字であり、前年度に比べ20億3,081万8千円増加している。

③　実質公債費比率

一般会計等が一年間に支払った借入金の返済額及び準元利償還金として一般会計が繰り入れた額の合計額の標準財政規模に対する比率（３か年平均）です。この比率が高まるほど、財政における弾力性の低下を示します。

本年度の実質公債費比率（３か年平均）は12.7％であり、早期健全化基準25.0％を下回っている。

（単位：千円）

$$\text{実質公債費比率}\ 11.9\% = \frac{\overset{\text{地方債の元利償還金}}{(18,570,996} + \overset{\text{準元利償還金}}{2,040,341)} - \overset{\text{特定財源}}{(3,342,500} + \overset{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{9,411,532)}}{\underset{\text{標準財政規模}}{75,318,185} - \underset{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{9,411,532}} \times 100$$

（３か年平均 12.7%）

参考（単年度指数）
㉘ 12.9%　㉗ 13.3%

（注１）準元利償還金とは、公営企業会計等が発行した地方債の償還に対する一般会計からの繰入金である。

（注２）元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、市が事業を行うために地方債を発行して財源調達した場合に、その償還額の全部又は一部が基準財政需要額（市の標準的な行政サービスに必要と考えられる額）に算入され、地方交付税に算入されると見込まれる額のうち地方交付税として、その年に算入された額である。

前述のように、本年度の実質公債費比率（３か年平均）においては12.7％で、前年度に比べ0.4ポイント改善している。

単年度指数でみると11.9％であり、前年度に比べ1.0ポイント改善している。これは主に、地方債の元利償還金が185億7,099万6千円で、前年度に比べ3億5,012万6千円減少したことによるものである。

④　将来負担比率

借金額（一般会計が将来負担することが見込まれる額）の標準財政規模に対する比率であり、市が背負っている借金の重さを示しています。

本年度の将来負担比率は161.1％であり、早期健全化基準350.0％を下回っているが、中核市の中において最下位レベルで推移している。

（単位：千円）

$$\text{将来負担比率}\ 161.1\% = \frac{\text{将来負担額}\ 257,586,983 - (\text{充当可能基金}\ 5,271,233 + \text{特定財源見込額}\ 27,781,929 + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}\ 118,293,927)}{\text{標準財政規模}\ 75,318,185 - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}\ 9,411,532} \times 100$$

（注１）地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、市が事業を行うために地方債を発行して財源調達した場合に、その償還額の全部又は一部が基準財政需要額（標準的な行政サービスに必要と考えられる額）に算入され、地方交付税に算入されると見込まれる額である。

（注２）元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、上記見込額のうち地方交付税として、その年に算入された額である。

前述のように、本年度の将来負担比率は161.1％で、前年度に比べ5.0ポイント改善している。これは主に、一般会計等の地方債現在高が前年度に比べ42億3,260万7千円減少したこと、職員に対する退職手当支給予定額のうち、一般会計の負担見込額が前年度に比べ17億6,991万円減少したことなどにより、将来負担額が2,575億8,698万3千円となり、前年度に比べ66億5,577万7千円減少したことによるものである。

将来負担額の内訳　（単位：千円）

区　　分	29年度	28年度	比較増減
一般会計等の地方債現在高	206,090,402	210,323,009	△ 4,232,607
債務負担行為に基づく支出予定額（建物の建設費等への支払に該当するもののみ）	25,922	29,230	△ 3,308
公営企業会計等が有する地方債の償還に充てるため、一般会計が負担する見込額	31,825,033	32,474,985	△ 649,952
職員に対する退職手当支給予定額のうち、一般会計の負担見込額	19,645,626	21,415,536	△ 1,769,910
合　　計	257,586,983	264,242,760	△ 6,655,777

充当可能財源等の内訳　　（単位：千円）

区分	29年度	28年度	比較増減
充当可能基金	5,271,233	5,708,034	△ 436,801
特定財源見込額	27,781,929	28,895,227	△ 1,113,298
基準財政需要額算入見込額	118,293,927	120,381,006	△ 2,087,079
合計	151,347,089	154,984,267	△ 3,637,178

平成２９年度

奈良市公営企業経営健全化審査意見書

奈良市監査委員

奈 監 第 ３ ９ 号
平成３０年８月１０日

奈良市長　　仲　川　元　庸　　様

奈良市監査委員　東　口　喜代一
同　　中　本　　勝
同　　道　端　孝　治
同　　三　橋　和　史

平成２９年度決算に基づく公営企業経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により審査に付された、平成２９年度決算に基づく資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成２９年度

奈良市公営企業経営健全化審査意見書

目　　次

第１　審査の対象 …… 1

第２　審査の概要 …… 1

第３　審査の期間 …… 1

第４　審査の結果 …… 1

１　資金不足比率 …… 2

２　算定方法の概要 …… 2

（注）　資金不足比率を「－」と記載しているのは、資金不足額がないことを示す。

第１　審査の対象

【地方公営企業法適用】

平成２９年度奈良市水道事業会計

同　　奈良市下水道事業会計

同　　奈良市病院事業会計

第２　審査の概要

当該経営健全化審査については、長から提出された各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

第３　審査の期間

平成３０年７月２５日から同年８月１０日まで

第４　審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

1　資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率であり、営業収益に相当する収入を事業規模としていることから、この比率が高いほど事業収入で資金不足を解消することが困難であることを示しています。

（単位：％）

会計区分		29年度	28年度	経営健全化基準
法適用	①水道事業会計	—	—	20.0
	②下水道事業会計	—	—	
	③病院事業会計	—	—	

2　算定方法の概要

【法適用企業】

（単位：千円）

①　水道事業会計

$$\text{資金不足比率} = \frac{\overset{\text{流動負債}}{(2,813,483} - \overset{\text{控除企業債}}{1,097,067} - \overset{\text{控除未払金等}}{0)} - (\overset{\text{流動資産}}{6,727,638} - \overset{\text{控除財源}}{507}) - \overset{\text{解消可能資金不足額}}{0}}{\underset{\text{営業収益の額}}{7,314,091} - \underset{\text{受託工事収益の額}}{0}} \times 100$$

②　下水道事業会計

$$\text{資金不足比率} = \frac{\overset{\text{流動負債}}{(4,202,239} - \overset{\text{控除企業債}}{3,598,259} - \overset{\text{控除未払金等}}{0)} - (\overset{\text{流動資産}}{1,566,649} - \overset{\text{控除財源}}{44,125}) - \overset{\text{解消可能資金不足額}}{0}}{\underset{\text{営業収益の額}}{4,359,795} - \underset{\text{受託工事収益の額}}{0}} \times 100$$

③　病院事業会計

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{流動負債}\ (203,219 - \text{控除企業債}\ 111,315 - \text{控除未払金等}\ 0) - \text{流動資産}\ (419,460 - \text{控除財源}\ 0) - \text{解消可能資金不足額}\ 0}{\text{営業収益の額}\ 48,031 - \text{受託工事収益の額}\ 0} \times 100$$

（注 1）資金の不足額＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

（注 2）事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する額